

地方独立行政法人岩手県工業技術センター激甚災害に係る使用料等の減免に関する規則

制定 平成28年 9 月12日
最終改正 平成31年 3 月14日

(趣旨)

第1条 この規則は、激甚災害により被災した事業者に対する使用料等の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 使用料等の減免を受けることができる者は、以下のとおりとする。

(1) 次のいずれにも該当する者

ア 政府が決定する激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）による激甚災害に指定された災害で、岩手県内の事業所（工場・店舗等）の被害について自治体が発行する被災／罹災証明書（原因となった自然災害が明記されているもの）を有すること。

イ 被災により、企業活動に支障が生じていることを確認できること。

(2) 理事長が特に必要と認める者

(減免)

第3条 減免する使用料等は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 地方独立行政法人岩手県工業技術センター研究員派遣事業規則第9条第1項に定める手数料

(2) 地方独立行政法人岩手県工業技術センター研究開発型人材育成支援事業実施規則第7条第1項に定める手数料

(3) 地方独立行政法人岩手県工業技術センターデザイン制作規則別表1に定めるデザイン制作費算定基準に基づいて算定されたデザイン制作費

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成28年 9 月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年 3 月14日から施行する。